

○大学院研究生の研究料減免取扱細則

(平成12年1月26日)

改正

(目的)

第1条 この細則は、大学院研究生規程第10条の取扱いについて定める。

(研究料の減免)

第2条 研究生のうち、次の各号の一に該当する者には研究料の一部を免除することができる。

- (1) 本大学院修士課程修了者及び博士後期課程満期退学者
- (2) 研究のかたわら学生実験の準備その他教育の補助を行う者
- (3) 前号に準ずる場合であつて、当該専攻長が相当と認める事由がある者

(減免額)

第3条 前条により、研究料の減免を行う場合の減免額は、前条第1号の該当者は入学金及び研究指導料について、それぞれ所定額の2分の1、その他の者については研究指導料について、所定額の2分の1とする。

(減免の手續)

第4条 減免を適用しようとする者があるときは、当該専攻長から工学研究科長に申請し、学長がこれを決定する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年11月22日から施行する。
- 2 第2条第1項「免除することができる。」を「免除することができる。」に変更
- 3 第2条第1項(3)「場合であつて」を「場合であつて」に、「専攻運営委員」を「専攻長」に変更
- 4 第3条第1項の段落を削り、第1項にまとめる。
- 5 第4条「専攻運営委員」を「専攻長」に、「大学院委員長」を「工学研究科長」に変更